



| 会長 | 副会長 | 庶務理事 | 会計理事 | 事務局長 |
|----|-----|------|------|------|
|    |     |      |      |      |
| 次長 | 課長  | 課長代理 | 係長   | 担当   |
| 中澤 | 中澤  | 橋村   |      | 岡林   |

一般社団法人高知県医師会長様

7 高薬衛第 1484 号  
令和 8 年 1 月 30 日

高知県健康政策部薬務衛生課長  
(公印省略)

### 麻薬の適切な取扱いについて（通知）

日頃は、本県の薬務行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の医療機関や薬局において、患者への誤投与等の麻薬事故が頻発している状況です。また、譲受証の記載不備等に起因した誤納品事例が全国的に散見されています。

つきましては、下記に留意のうえ、麻薬の適切な取扱いを徹底していただきま  
すよう、貴会会員への周知をお願いいたします。

なお、本内容については、別添写しのとおり、県下の全麻薬診療施設に対し、  
通知していることを申し添えます。

#### 記

##### 1 麻薬の取扱いについて

・ 麻薬は麻薬及び向精神薬取締法（以下、「麻向法」という。）において厳格に規制されており、麻薬の盗取、所在不明（誤投与含む）等の事故が発生した場合は麻向法第 35 条に基づき麻薬事故届を速やかに県知事へ提出するようにしてください。

・ 麻薬の誤投与は患者の健康に深刻な被害を生じる可能性があるため、各施設において麻薬の取扱いに関するマニュアルの作成及びマニュアルに基づく運用を遵守するとともに、職員への周知徹底をお願いします。なお、マニュアルの作成及び内容の見直しにあたっては、薬務衛生課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2013042600334/>）を参照してください。

##### 2 麻薬の譲受及び譲渡に係る規定の徹底について

麻薬診療施設、麻薬小売業者の開設者及び麻薬研究施設の設置者は、麻向法第 32 条第 1 項に基づき、麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、同業者へ譲受証を事前に、又は同時に交付しなければなりません。

つきましては、別紙を参考に麻薬譲受証を作成し、麻薬卸売業者へ交付して  
ください。

#### ＜問い合わせ先＞

高知県健康政策部薬務衛生課

担当：森澤、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

TEL：088-823-9682 FAX：088-823-9264

### 【記載様式】

| 麻薬譲受証   |               |               |        |         |
|---|---------------|---------------|--------|---------|
| ▲▲▲年 ▲月 ▲日  |               |               |        |         |
| 譲受人の免許証の番号  | 第 XXXXXXXXX 号 | 譲受人の免許の種類     | 麻薬●●●者 |         |
| 譲受人の氏名(法人にあっては、名称)  | 〇〇〇〇 印        |               |        |         |
| 譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者 | 免許証の番号        | 第 XXXXXXXXX 号 | 氏名     | ■■■■■ 印 |
| 麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所                                     | 所在地           | 高知県△△△市□□□    |        |         |
|   | 名 称           | ◇◇◇◇          |        |         |
| 品 名   | 容 量           | 箇 数           | 数 量    | 備 考     |
| フェントステープ 1mg  | 1mg×7枚        | 2             | 14枚    | *****   |
|   |               |               |        |         |
|   |               |               |        |         |
|   |               |               |        |         |
|   |               |               |        |         |

- 用紙の大きさは、A4 とすること。
  - 余白には、斜線を引くこと。

## 【注意事項】

- ① 実際に譲受証を交付した年月日を記載してください。
  - ② 譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、記載不要です。
  - ③ 譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印（又は公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印してください。
  - ④ 麻薬小売業者は記載不要です。
  - ⑤ 麻薬取扱者免許と同一の名称、所在地を記載してください。
  - ⑥ 備考欄に製品番号を記載してください。

## 【参考】麻薬等関係質疑応答集

(平成 21 年 3 月厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課)

Q72. 麻薬診療施設の開設者が麻薬を購入する際には、あらかじめ麻薬譲受証を麻薬卸売業者に交付するか、または現品と引き換えに麻薬譲受証を交付することとされていますが、麻薬譲受証は現品を受領した後に交付すべきものではないですか。（＊麻薬小売業者も同様）

麻向法では、麻薬譲受証は単なる物の受領証ではなく、法定の注文書であります。

すなわち、あらかじめ譲受側は麻薬譲受証を相手方に交付し、または双方で同時に麻薬譲渡証、麻薬譲受証を交換することにより、その都度相手方の資格および取引きする麻薬の品名・数量等を確認したうえでなければ麻薬の受け渡しはできません。したがって、麻薬譲受証は現品の受け渡しに先立って、又は現品と引き換えに相手方に交付しなければなりません。

【麻向法 32 条第 1 項】



7高薬衛第1484号

令和8年1月30日

麻薬診療施設 管理者様

高知県健康政策部薬務衛生課長

(公印省略)

### 麻薬の適切な取扱いについて（通知）

日頃は、本県の薬務行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、県内の医療機関や薬局において、患者への誤投与等の麻薬事故が頻発している状況です。また、譲受証の記載不備等に起因した誤納品事例が全国的に散見されています。

つきましては、下記に留意のうえ、麻薬の適切な取扱いを徹底していただきますようお願ひいたします。

記

#### 1 麻薬の取扱いについて

- ・麻薬は麻薬及び向精神薬取締法（以下、「麻向法」という。）において厳格に規制されており、麻薬の盗取、所在不明（誤投与含む）等の事故が発生した場合は麻向法第35条に基づき麻薬事故届を速やかに県知事へ提出するようにしてください。
- ・麻薬の誤投与は患者の健康に深刻な被害を生じる可能性があるため、各施設において麻薬の取扱いに関するマニュアルの作成及びマニュアルに基づく運用を遵守するとともに、職員への周知徹底をお願いします。なお、マニュアルの作成及び内容の見直しにあたっては、薬務衛生課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2013042600334/>）を参照してください。

#### 2 麻薬の譲受及び譲渡に係る規定の徹底について

麻薬診療施設、麻薬小売業者の開設者及び麻薬研究施設の設置者は、麻向法第32条第1項に基づき、麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、同業者へ譲受証を事前に、又は同時に交付しなければなりません。

つきましては、別紙を参考に麻薬譲受証を作成し、麻薬卸売業者へ交付してください。

#### <問い合わせ先>

高知県健康政策部薬務衛生課

担当：森澤、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL：088-823-9682 FAX：088-823-9264